

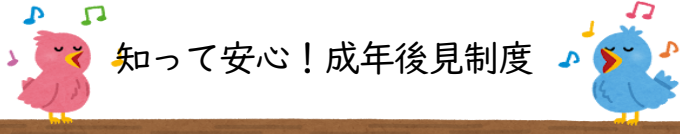
豊中市社会福祉協議会

# 権利擁護・後見サポートセンターニュース



〒561-0881 豊中市中桜塚 2-29-31 地域共生センター東館 2 階

電話：06-6841-9382 FAX：06-6841-2388



## 知って安心！成年後見制度

法定後見制度はご本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の不安に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。

また、ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく任意後見制度もあります。

高齢の親が通帳やカードを失くしたと思込み、何度も銀行へ行ってしまう。支払いを忘れ、滞納になることも増えている。銀行からは「後見人をつけてください」と言われるけど、どうしたらいいんだろう？



親の後見人になったことで、お金の管理はもちろん、介護保険サービスを契約することができた。本人は楽しそうにデイサービスへ通っていて安心。家庭裁判所へ提出する書類の書き方は、社協の「親族後見人相談」を利用して弁護士さんに相談し、無事に完成。



知的障害のある子と二人暮らし、今は大丈夫だけど、自分の年齢を考えると将来が不安。近くに頼れる身寄りもないし、今から準備できることって何かあるのかな？



司法書士に依頼し、私の任意後見契約を結んだことで自分に何かあっても任せられる人ができ、ほっとした。死後のことは子だけでは対応が難しいので、死後事務委任契約も検討するつもり。今後は、子ども自身にも後見制度が必要になるだろうから、引き続き相談しながら考えていきたい。




～ 法定後見と任意後見の違いについて ～

	法定後見制度	任意後見制度
申立ての手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う。 ※申立事務は弁護士か司法書士に依頼することも可能	公証役場で公証人が作成する公正証書により締結し、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てできる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方
後見人等ができること	成年後見人等が制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消したりする。	契約時に公正証書で定めた範囲内で代理する。 ※本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	任意後見監督人が全件で選任される。



～ 制度の詳しい内容や利用方法などのご相談 ～

豊中市社会福祉協議会 権利擁護・後見サポートセンター	電話 06-6841-9382 職員による相談：月～金の9時～17時 弁護士による無料相談：毎月第3金曜日 13時～15時（要予約・1回40分程度）
地域包括支援センター	お住いの地域を担当するセンターにご相談ください
豊中市障害者相談支援センター	
大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」	電話 06-6364-1251 無料電話相談：月～金の13時～16時
成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 （司法書士の団体）	電話 06-4790-5643 無料電話相談：月～金の13時～16時
☆制度に関してや必要な書類などは裁判所ホームページからご覧いただけます	
→ <a href="#">後見ポータルサイト</a>  で検索してください	